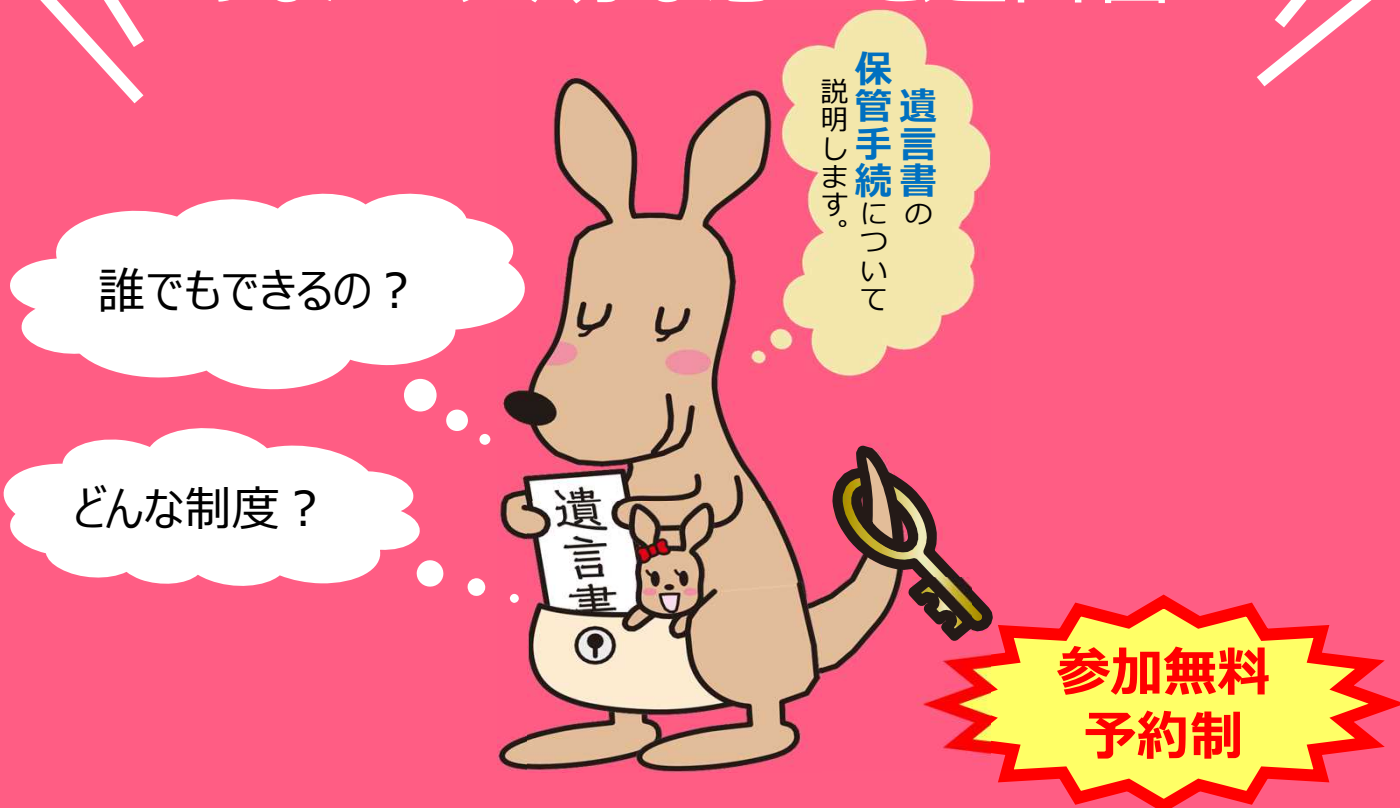


あなたの大切な想いを遺言書に



法務局に預けて安心！

自筆証書遺言書保管制度説明会

- 日時：令和7年9月12日(金)
 - ①10:00~11:30
 - ②15:00~16:30
- 会場：さいたま市中央区下落合5丁目12番1号
さいたま地方法務局 4階会議室
- 人数：先着各30名

▼お申込はこちら

さいたま地方法務局供託課

電話番号：048-851-1024

「説明会に参加希望の旨」、「①午前・②午後の別」、「お名前」、「参加人数」、「連絡先」をお伝えください。

～あなたの大切な遺言書を法務局 (遺言書保管所) が守ります～

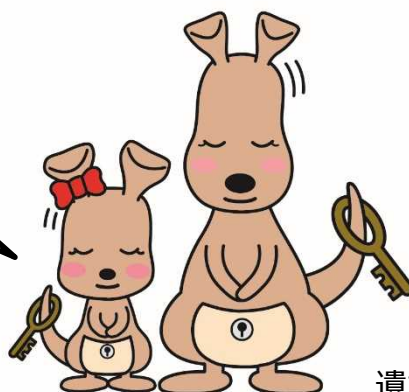
遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかったり、一部の相続人等により、改ざんされる等のおそれが指摘されています。

そこで、自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、法務局が自筆証書遺言書を保管する制度が創設されました。

高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあるといわれていますが、ご自身の財産をご家族等へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひこの制度をご活用下さい。

今回の説明会では、制度の特色、制度利用上の注意点などを分かりやすく説明します。ぜひ、この機会をご利用下さい。

ご参加お待ちしております。



遺言書ほかんガルー